

府 食 第 2 1 0 号  
令 和 8 年 3 月 3 1 日

農林水産大臣  
鈴木 憲和 殿

食品安全委員会  
委員長 祖父江 友孝

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和 8 年 3 月 25 日付け 7 消安第 7745 号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 2 の 6 及び 8 の改正については、アルギン酸ナトリウムの規格において品質を確保することを目的に定められた強熱残分の規格を現物の測定値による規定から乾燥物換算した値による規定に改正するとともに、強熱残分の試験法を改正するものである。

その他の規格及び基準の改正は伴わず、人の健康に影響を及ぼさないことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。